設楽町農林業担い手支援住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年６月２０日

設楽町長　　土 屋　　浩

設楽町規則第１５号

設楽町農林業担い手支援住宅管理規則の一部を改正する規則

設楽町農林業担い手支援住宅管理規則(平成26年設楽町規則第２号)の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「設楽町新規就農支援協議会」を「設楽町新規就農林支援協議会」に改める。

様式第１、様式第２、様式第４、様式第６から様式第８及び様式第16を次のように改める。

様式第1(第2条関係)

農林業担い手支援住宅入居申込書

年　月　日

設楽町長　　様

ふりがな
氏　名　　㊞

農林業担い手支援住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、無効とされても異議を申しません。

	入居希望住宅	入居期間
入居の希望		年　月　日から 年　月　日まで

	住所	電話
申込者の現住所	郵便番号	(　)　—

		氏名	続き柄	生年月日	年齢	職業	備考
入居者の親族	本人			・　・			
	同居しようとする親族			・　・			
				・　・			
				・　・			
				・　・			
				・　・			
				・　・			

	住宅の種類
住宅の状況	持家・民間借家　民間アパート 社宅・公団住宅　公営住宅　他 間寮・家族と同居　その他(　)

(添付書類)

1　設楽町新規就農林支援協議会が発行した受け入れ決定通知書の写し
2　本人及び同居しようとする親族についての親族全員の住民票(世帯主との続き柄及び戸籍の表示が記載してあるもの)の写し(外国人にあっては登録原票記載事項証明書)
3　婚約中の者がいる場合にあっては、婚約を証する書類
4　同居しようとする親族以外の扶養親族がいる場合にあっては、その者についての扶養を証する書類
5　所得のある者についての所得を証する書類
6　特に必要がある者については、前各号のほかその都度指示する書類

様式第2(第3条関係)

農林業担い手支援住宅入居者決定通知書

第　　号
年　　月　　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

あなたを、農林業担い手支援住宅の入居者として決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1．住宅の名称等
2．家　　賃　　1月　金　　円
3．敷　　金　　金　　円也
4．使 用 期 間　　入居可能日から　　年　　月　　日まで
5．入居手続き期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

備考

1　上記入居手続き期間中に敷金を納め、契約書を提出してください。この期間中に、敷金を納め、又は契約書を提出できない事情があるときは、あらかじめその旨を申し出て承諾を受けてください。

2　この住宅の使用期間は、入居者は期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

様式第４(第４条関係)

農林業担い手支援住宅賃貸借契約書

<table>
<tr><td rowspan="3">町営住宅の表示</td><td>住宅の所在地</td><td colspan="2">北設楽郡設楽町</td></tr>
<tr><td>住宅の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>構造及び戸数</td><td colspan="2">１戸</td></tr>
<tr><td>家賃</td><td colspan="3">月額　　金　　円</td></tr>
<tr><td>賃貸人</td><td colspan="3">設楽町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">賃借人</td><td colspan="3">(ふりがな)</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>入居指定日
（入居期間）</td><td colspan="3">年　月　日
（　年　月　日から　年　月　日まで）</td></tr>
<tr><td>契約締結日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">連帯保証人</td><td rowspan="7">個人</td><td>現住所
氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>極度額</td><td colspan="2">円　（又は入居当初の家賃の２年分）</td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用者との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

頭書の賃貸人を甲とし、頭書の賃借人を乙として、甲乙間に次のとおり農林業担い手支援住宅の賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、契約書２通を作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

甲　住　所　　北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

代表者　　設楽町長　　印

乙　住　所

氏　名　　印

(総則)
第１条　甲は、頭書に表示する甲所有の住宅(以下「農林業担い手支援住宅」という。)を、乙が居住する目的をもってこの契約書に記載されている条件により、乙に賃貸するものとする。
(連帯保証人)
第２条　乙は、この契約を締結するに当たって、甲の定める資格を有する連帯保証人を立てなければならない。
2　前項の連帯保証人は、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務について、乙と連帯して履行する責を負うものとする。
3　乙は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに定める事実が発生したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、遅滞なく甲の定めるところにより新たに連帯保証人を立てなければならない。
(1)　死亡したとき。
(2)　住所が不明になったとき。
(3)　失業その他により保証能力を有しなくなったとき。
4　乙は、連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。
(入居)
第３条　乙は、頭書の入居指定日後30日以内に入居しなければならない。
2　乙は、町営住宅に入居した旨を甲の定めるところにより、入居後20日以内に甲に届出をしなければならない。
(家賃)
第４条　農林業担い手支援住宅の家賃は、設楽町農林業担い手支援住宅条例第９条に基づき決定された額とする。
(家賃の支払等)
第５条　家賃は、頭書の入居指定日から乙が農林業担い手支援住宅を明け渡した日までの期間について、支払うものとする。
2　入居指定日又は農林業担い手支援住宅を明け渡した日が月の中途のときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。
3　乙は、家賃を毎月末日までに支払わなければならない。ただし、入居指定日又は町営住宅を明け渡す日が月の中途のときは、甲が指定する日までに支払わなければならない。
(敷金)
第６条　乙は、この契約を締結するに当たって、この契約から生ずる乙の債務を保証するため、入居時家賃の３月分に相当する額の敷金を、甲に支払わなければならない。
2　甲は、乙が町営住宅を明け渡した場合には、前項の敷金を乙に返還するものとする。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務があるときは、甲は敷金からこれらを控除できるものとする。
3　敷金には、利子を付けないものとする。
(延滞金)
第７条　乙は、家賃を納期限までに支払わないときは、支払うべき金額に納期限の翌日から支払までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合(納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3%)乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲の定めるところにより、甲に支払わなければならない。
(転貸等の禁止)
第８条　乙は、農林業担い手支援住宅の全部又は一部を他の者に貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。
(入居承継の制限)
第９条　乙が同居の親族を残して死亡し、又は離婚その他やむを得ない理由により退去した場

合において、当該同居の親族が引き続き町営住宅に入居しようとするときは、乙が死亡し又は退去した後30日以内に、甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。

(同居の制限)

第10条　乙は、同居の親族以外の親族を新たに同居させようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。

(同居親族の異動等の届)

第11条　乙は、同居親族が出生、婚姻、養子縁組、転出又は死亡により異動した場合は、異動後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。

2　乙は、氏名を変更したときは、変更後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。

(保管義務)

第12条　乙は、農林業担い手支援住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2　乙は、乙又は同居の親族の故意又は過失により、農林業担い手支援住宅をき損したときは、これを原形に復元し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第13条　別表に掲げる費用は、乙が負担しなければならない。

(用途変更等の制限)

第14条　乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。

　農林業担い手支援住宅について増築、パーゴラの設置、ルームクーラー等の設置、電線路の配線その他の工事を行うこと。

(不在の届出)

第15条　乙は、乙及び同居の親族の全員が引き続き15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。

(契約の解除)

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(1)　不正の行為によって入居したとき。

(2)　家賃を3月以上滞納したとき。

(3)　農林業担い手支援住宅を故意にき損した場合において、その修繕又は損害賠償をしないとき。

(4)　正当な理由によらないで15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないとき。

(5)　その他この契約に違反したとき。

2　乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、速やかに農林業担い手支援住宅を明け渡さなければならない。

(退去の届出等)

第17条　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡そうとするときは、明け渡す日の10日前までに甲の定めるところにより、その旨を甲に届出しなければならない。

2　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡す日までに次の措置を執り、農林業担い手支援住宅の検査を受けなければならない。

(1)　畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスのはめ替え

(2)　ゴミ、不用物品の処分

(3)　入居時に貸与を受けた玄関鍵等の返却準備

4　第１項の届出があった場合は、明け渡す日をもってこの契約は解除されるものとする。

（農林業担い手支援住宅の検査）

第 18 条　甲は、農林業担い手支援住宅の管理上必要があると認めるときは、甲の指定する者に、住宅の検査又は乙に対する必要な指示をさせることができるものとする。

別表

区　　分	費　　用
修繕等に要する費用	1　障子及びふすまの張り替えに要する費用 2　ガラスのはめ替えに要する費用 3　畳の表替えに要する費用 4　建具の修繕及び建具に附属する鍵等の金物類の修繕及び取替えに要する費用 5　ぬれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6　壁の汚損箇所の塗り替えに要する費用 7　煙突及び便所の臭気抜きの修繕及び取替えに要する費用 8　便所の汲取り口の修繕及びふたの取替えに要する費用 9　流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び附属金物類の取替えに要する費用 10　電球、反射傘、スイッチ、コンセント、ソケット、テレビ共聴室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び建替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 11　ガスせんの修繕及び取替えに要する費用 12　給水せんの修繕及び取替えに要する費用 13　フラッシュバルブの修繕に要する費用 14　便器、タンク、手洗器及び洗面器に附属金物類の取替え、修繕に要する費用 15　生け垣、柵、へい等の修繕に要する費用 16　その他前各号に類する修繕等に要する費用
電気等の使用料	1　電気の使用料 2　ガスの使用料 3　上下水道の使用料 4　その他前各号に類するものの使用料
汚物等の処理に関する費用	1　排水管、汚水管、ためます等の消毒、掃除に要する費用 2　し尿、じんかい等の消毒、掃除に要する費用 3　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同附帯設備の使用に関する費用	1　樹木、草花等の手入れに要する費用 2　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同施設の使用に要する費用	1　児童遊園及び集会所の掃除に要する費用 2　その他、共同施設の使用に要する費用
その他前各項に類する費用	別に町長が定める

様式第6(第8条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書

第　　号
年　　月　　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

下記住宅の使用を許可するに当たり、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

下記住宅の使用期間は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

記

１　住宅の名称
２　使 用 期 間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

様式第7(第9条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する証明書

年　　月　　日

設楽町長　　様

入居者氏名　　㊞

入居者は、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説明事項		1　農林業担い手支援住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。 2　期間が満了するときまでに、農林業担い手支援住宅を明渡さなければならないこと。
住宅の名称		
使用期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで
入居者	住所	
	氏名	㊞

様式第8(第10条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可期間満了通知書

第　　号
年　　月　　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第５項の規定により、下記のとおり通知します。

年　　月　　日付け第　　号で許可した下記住宅については、期間の満了により　　年　　月　　日をもって許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け渡してください。

記

住宅の名称	
使用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

様式第16(第18条関係)

農林業担い手支援住宅退去届

年　月　日

設楽町長　様

住宅の名称

氏　名　㊞

電話(自宅、勤務先)

次のとおり、農林業担い手支援住宅を明け渡します。

なお、未納の家賃、損害賠償金その他農林業担い手支援住宅賃貸借契約から生ずる私の責務が有るときは、敷金をもって充当されても異議ありません。

明け渡す日		年　月　日
連絡先	移転先	住所 (電話　)
	勤務先	名称 (電話　)
退去理由		1　農林業担い手支援住宅以外の住宅に移転 (自家、町営住宅、民間借家、公的借家、その他) 2　その他(　)

退去修繕の状況	障子、襖の張替	破損ガラス替	畳の表替	入居者の責任
	名称　(　)枚 電話	名称　(　)枚 電話	名称　(　)枚 電話	名称　(　)枚 電話
	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・

＊検査　適当　不適当(理由　)

敷金還付先	敷金還付方法	払込金融機関	
	1.住宅家賃を引き落としていた口座へ振り込む 2.　1以外の口座に振り込む 注:口座名義が契約者と同じでなければ振込みできません。	振込金融機関名	
		店名	支店 出張所
		店番・コード	
		種別	普通・当座
		口座番号	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町農林業担い手支援住宅管理規則（平成26年設楽町規則第２号）新旧対照表

改正後	改正前
（入居の申込み） 第２条　（略） ２　前項の住宅入居申込書には、入居申込者及び同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）に係る次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　設楽町新規就農林支援協議会が発行した受け入れ決定通知書の写し (2)～(4)　（略） 様式第１(第２条関係) 様式第1(第2条関係) 	（入居の申込み） 第２条　（略） ２　前項の住宅入居申込書には、入居申込者及び同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）に係る次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　設楽町新規就農支援協議会　が発行した受け入れ決定通知書の写し (2)～(4)　（略） 様式第１(第２条関係) 様式第1(第2条関係)

様式第２(第３条関係)

様式第2(第3条関係)

農林業担い手支援住宅入居者決定通知書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

あなたを、農林業担い手支援住宅の入居者として決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

１．住宅の名称等
２．家　　賃　１月　金　　円
３．敷　　金　金　　円也
４．使 用 期 間　入居可能日から　　年　月　日まで
５．入居手続き期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

備考
１　上記入居手続き期間中に敷金を納め、契約書を提出してください。この期間中に、敷金を納め、又は契約書を提出できない事情があるときは、あらかじめその旨を申し出て承諾を受けてください。
２　この住宅の使用期間は、入居者は期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

様式第４(第４条関係)

様式第4(第4条関係)

農林業担い手支援住宅賃貸借契約書

町営住宅の表示	住宅の所在地	北設楽郡設楽町
	住宅の名称	
	構造及び戸数	1戸
家賃	月額　金　　円	
賃貸人	設楽町	
賃借人	(ふりがな)	
入居指定日(入居期間)	年　月　日 (年　月　日から　年　月　日まで)	
契約締結日	年　月　日	
連帯保証人 個人	現住所 氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話	
	極度額	円　(又は入居当初の家賃の２年分)
	職業	
	勤務先	
	使用者との関係	

頭書の賃貸人を甲とし、頭書の賃借人を乙として、甲乙間に次のとおり農林業担い手支援住宅の賃貸借契約を締結する。
この契約を証するため、契約書２通を作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

様式第２(第３条関係)

様式第2(第3条関係)

農林業担い手支援住宅入居者決定通知書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

あなたを、農林業担い手支援住宅の入居者として決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

１．住宅の名称等
２．家　　賃　１月　金　　円
３．敷　　金　金　　円也
４．使 用 期 間　入居可能日から２年を経過した月の末日まで
５．入居手続き期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

備考
１　上記入居手続き期間中に敷金を納め、契約書を提出してください。この期間中に、敷金を納め、又は契約書を提出できない事情があるときは、あらかじめその旨を申し出て承諾を受けてください。
２　この住宅の使用期間は、２年間に限られ、更新はありませんので、入居者は期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

様式第４(第４条関係)

様式第4(第4条関係)

農林業担い手支援住宅賃貸借契約書

町営住宅の表示	住宅の所在地	北設楽郡設楽町
	住宅の名称及び番号	町営　住宅　棟 第　号
	構造及び戸数	1戸
家賃	月額　金　　円	
賃貸人	設楽町	
賃借人	(ふりがな)	
入居指定日	年　月　日	
契約締結日	年　月　日	
連帯保証人 個人	現住所	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	電話	
	極度額	円　(又は入居当初の家賃の２年分)
	職業	
	勤務先	
	使用者との関係	

頭書の賃貸人を甲とし、頭書の賃借人を乙として、甲乙間に次のとおり町営住宅の賃貸借契約を締結する。
この契約を証するため、契約書２通を作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

甲　住　所　　北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

代表者　　設楽町長　　印

乙　住　所

氏　名　　印

(総則)

第1条　甲は、頭書に表示する甲所有の住宅(以下「農林業担い手支援住宅」という。)を、乙が居住する目的をもってこの契約書に記載されている条件により、乙に賃貸するものとする。

(連帯保証人)

第2条　乙は、この契約を締結するに当たって、甲の定める資格を有する連帯保証人を立てなければならない。

2　前項の連帯保証人は、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務について、乙と連帯して履行する責を負うものとする。

3　乙は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに定める事実が発生したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、遅滞なく甲の定めるところにより新たに連帯保証人を立てなければならない。

(1)　死亡したとき。

(2)　住所が不明になったとき。

(3)　失業その他により保証能力を有しなくなったとき。

4　乙は、連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。

(入居)

第3条　乙は、頭書の入居指定日後30日以内に入居しなければならない。

2　乙は、町営住宅に入居した旨を甲の定めるところにより、入居後20日以内に甲に届出をしなければならない。

(家賃)

第4条　農林業担い手支援住宅の家賃は、設楽町農林業担い手支援住宅条例第9条に基づき決定された額とする。

(家賃の支払等)

第5条　家賃は、頭書の入居指定日から乙が農林業担い手支援住宅を明け渡した日までの期間について、支払うものとする。

2　入居指定日又は農林業担い手支援住宅を明け渡した日が月の中途のときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。

3　乙は、家賃を毎月末日までに支払わなければならない。ただし、入居指定日又は町営住宅を明け渡す日が月の中途のときは、甲が指定する日までに支払わなければならない。

(敷金)

第6条　乙は、この契約を締結するに当たって、この契約から生ずる乙の債務を保証するため、入居時家賃の3月分に相当する額の敷金を、甲に支払わなければならない。

2　甲は、乙が町営住宅を明け渡した場合には、前項の敷金を乙に返還するものとする。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務があるときは、甲は敷金からこれらを控除できるものとする。

3　敷金には、利子を付けないものとする。

(延滞金)

第7条　乙は、家賃を納期限までに支払わないときは、支払うべき金額に納期限の翌日から支払までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲の定めるところにより、甲に支払わなければならない。

(転貸等の禁止)

甲　住　所　　北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

代表者　　設楽町長　　印

乙　住　所

氏　名　　印

(総則)

第1条　甲は、頭書に表示する甲所有の住宅(以下「農林業担い手支援住宅」という。)を、乙が居住する目的をもってこの契約書に記載されている条件により、乙に賃貸するものとする。

(連帯保証人)

第2条　乙は、この契約を締結するに当たって、甲の定める資格を有する連帯保証人を立てなければならない。

2　前項の連帯保証人は、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務について、乙と連帯して履行する責を負うものとする。

3　乙は、連帯保証人について、次の各号のいずれかに定める事実が発生したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、遅滞なく甲の定めるところにより新たに連帯保証人を立てなければならない。

(1)　死亡したとき。

(2)　住所が不明になったとき。

(3)　失業その他により保証能力を有しなくなったとき。

4　乙は、連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。

(入居)

第3条　乙は、頭書の入居指定日後30日以内に入居しなければならない。

2　乙は、町営住宅に入居した旨を甲の定めるところにより、入居後20日以内に甲に届出をしなければならない。

(家賃)

第4条　農林業担い手支援住宅の家賃は、設楽町農林業担い手支援住宅第9条に基づき決定された額とする。

(家賃の支払等)

第5条　家賃は、頭書の入居指定日から乙が農林業担い手支援住宅を明け渡した日までの期間について、支払うものとする。

2　入居指定日又は農林業担い手支援住宅を明け渡した日が月の中途のときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。

3　乙は、家賃を毎月末日までに支払わなければならない。ただし、入居指定日又は町営住宅を明け渡す日が月の中途のときは、甲が指定する日までに支払わなければならない。

(敷金)

第6条　乙は、この契約を締結するに当たって、この契約から生ずる乙の債務を保証するため、入居時家賃の3箇月分に相当する額の敷金を、甲に支払わなければならない。

2　甲は、乙が町営住宅を明け渡した場合には、前項の敷金を乙に返還するものとする。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他この契約から生ずる乙の債務があるときは、甲は敷金からこれらを控除できるものとする。

3　敷金には、利子を付けないものとする。

(延滞金)

第7条　乙は、家賃を納期限までに支払わないときは、支払うべき金額に納期限の翌日から支払までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3%)乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲の定めるところにより、甲に支払わなければならない。

(転貸等の禁止)

合において、当該同居の親族が引き続き町営住宅に入居しようとするときは、乙が死亡し又は退去した後30日以内に、甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。	合において、当該同居の親族が引き続き町営住宅に入居しようとするときは、乙が死亡し又は退去した後30日以内に、甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。
(同居の制限)	(同居の制限)
第10条　乙は、同居の親族以外の親族を新たに同居させようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。	第10条　乙は、同居の親族以外の親族を新たに同居させようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。
(同居親族の異動等の届)	(同居親族の異動等の届)
第11条　乙は、同居親族が出生、婚姻、養子縁組、転出又は死亡により異動した場合は、異動後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。	第11条　乙は、同居親族が出生、婚姻、養子縁組、転出又は死亡により異動した場合は、異動後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。
2　乙は、氏名を変更したときは、変更後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。	2　乙は、氏名を変更したときは、変更後20日以内に甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。
(保管義務)	(保管義務)
第12条　乙は、農林業担い手支援住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。	第12条　乙は、農林業担い手支援住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
2　乙は、乙又は同居の親族の故意又は過失により、農林業担い手支援住宅をき損したときは、これを原形に復元し、又はその損害を賠償しなければならない。	2　乙は、乙又は同居の親族の故意又は過失により、農林業担い手支援住宅をき損したときは、これを原形に復元し、又はその損害を賠償しなければならない。
(入居者の費用負担義務)	(入居者の費用負担義務)
第13条　別表に掲げる費用は、乙が負担しなければならない。	第13条　別表に掲げる費用は、乙が負担しなければならない。
(用途変更等の制限)	(用途変更等の制限)
第14条　乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。 農林業担い手支援住宅について増築、パーゴラの設置、ルームクーラー等の設置、電線路の配線その他の工事を行うこと。	第14条　乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲の承認を得なければならない。 農林業担い手支援住宅について増築、パーゴラの設置、ルームクーラー等の設置、電線路の配線その他の工事を行うこと。
(不在の届出)	(不在の届出)
第15条　乙は、乙及び同居の親族の全員が引き続き15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。	第15条　乙は、乙及び同居の親族の全員が引き続き15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないときは、あらかじめ甲の定めるところにより、甲に届出をしなければならない。
(契約の解除)	(契約の解除)
第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。	第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。
(1)　不正の行為によって入居したとき。	(1)　不正の行為によって入居したとき。
(2)　家賃を3月以上滞納したとき。	(2)　家賃を3箇月以上滞納したとき。
(3)　農林業担い手支援住宅を故意にき損した場合において、その修繕又は損害賠償をしないとき。	(3)　農林業担い手支援住宅を故意にき損した場合において、その修繕又は損害賠償をしないとき。
(4)　正当な理由によらないで15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないとき。	(4)　正当な理由によらないで15日以上農林業担い手支援住宅を使用しないとき。
(5)　その他この契約に違反したとき。	(5)　その他この契約に違反したとき。
2　乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、速やかに農林業担い手支援住宅を明け渡さなければならない。	2　乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、速やかに農林業担い手支援住宅を明け渡さなければならない。
(退去の届出等)	(退去の届出等)
第17条　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡そうとするときは、明け渡す日の10日前までに甲の定めるところにより、その旨を甲に届出しなければならない。	第17条　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡そうとするときは、明け渡す日の10日前までに甲の定めるところにより、その旨を甲に届出しなければならない。
2　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡す日までに次の措置を執り、農林業担い手支援住宅の検査を受けなければならない。	2　乙は、農林業担い手支援住宅を明け渡す日までに次の措置を執り、農林業担い手支援住宅の検査を受けなければならない。
(1)　畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスのはめ替え	(1)　畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスのはめ替え
(2)　ゴミ、不用物品の処分	(2)　ゴミ、不用物品の処分
(3)　入居時に貸与を受けた玄関鍵等の返却準備	(3)　入居時に貸与を受けた玄関鍵等の返却準備

4　第1項の届出があった場合は、明け渡す日をもってこの契約は解除されるものとする。

（農林業担い手支援住宅の検査）

第18条　甲は、農林業担い手支援住宅の管理上必要があると認めるときは、甲の指定する者に、住宅の検査又は乙に対する必要な指示をさせることができるものとする。

別表

区　　分	費　　用
修繕等に要する費用	1　障子及びふすまの張り替えに要する費用 2　ガラスのはめ替えに要する費用 3　畳の表替えに要する費用 4　建具の修繕及び建具に附属する鍵等の金物類の修繕及び取替えに要する費用 5　ぬれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6　壁の汚損箇所の塗り替えに要する費用 7　煙突及び便所の臭気抜きの修繕及び取替えに要する費用 8　便所の汲取り口の修繕及びふたの取替えに要する費用 9　流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び附属金物類の取替えに要する費用 10　電球、反射傘、スイッチ、コンセント、ソケット、テレビ共聴室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び建替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 11　ガスせんの修繕及び取替えに要する費用 12　給水せんの修繕及び取替えに要する費用 13　フラッシュバルブの修繕に要する費用 14　便器、タンク、手洗器及び洗面器に附属金物類の取替え、修繕に要する費用 15　生け垣、柵、へい等の修繕に要する費用 16　その他前各号に類する修繕等に要する費用
電気等の使用料	1　電気の使用料 2　ガスの使用料 3　上下水道の使用料 4　その他前各号に類するものの使用料
汚物等の処理に関する費用	1　排水管、汚水管、ためます等の消毒、掃除に要する費用 2　し尿、じんかい等の消毒、掃除に要する費用 3　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同附帯設備の使用に関する費用	1　樹木、草花等の手入れに要する費用 2　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同施設の使用に要する費用	1　児童遊園及び集会所の掃除に要する費用 2　その他、共同施設の使用に要する費用
その他前各項に類する費用	別に町長が定める

4　第1項の届出があった場合は、明け渡す日をもってこの契約は解除されるものとする。

（農林業担い手支援住宅の検査）

第18条　甲は、農林業担い手支援住宅の管理上必要があると認めるときは、甲の指定する者に、住宅の検査又は乙に対する必要な指示をさせることができるものとする。

別表

区　　分	費　　用
修繕等に要する費用	1　障子及びふすまの張り替えに要する費用 2　ガラスのはめ替えに要する費用 3　畳の表替えに要する費用 4　建具の修繕及び建具に附属する鍵等の金物類の修繕及び取替えに要する費用 5　ぬれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6　壁の汚損箇所の塗り替えに要する費用 7　煙突及び便所の臭気抜きの修繕及び取替えに要する費用 8　便所の汲取り口の修繕及びふたの取替えに要する費用 9　流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕及び附属金物類の取替えに要する費用 10　電球、反射傘、スイッチ、コンセント、ソケット、テレビ共聴室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び建替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 11　ガスせんの修繕及び取替えに要する費用 12　給水せんの修繕及び取替えに要する費用 13　フラッシュバルブの修繕に要する費用 14　便器、タンク、手洗器及び洗面器に附属金物類の取替え、修繕に要する費用 15　生け垣、柵、へい等の修繕に要する費用 16　その他前各号に類する修繕等に要する費用
電気等の使用料	1　電気の使用料 2　ガスの使用料 3　上下水道の使用料 4　その他前各号に類するものの使用料
汚物等の処理に関する費用	1　排水管、汚水管、ためます等の消毒、掃除に要する費用 2　し尿、じんかい等の消毒、掃除に要する費用 3　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同附帯設備の使用に関する費用	1　樹木、草花等の手入れに要する費用 2　その他前各号に類するものの処理に関する費用
共同施設の使用に要する費用	1　児童遊園及び集会所の掃除に要する費用 2　その他、共同施設の使用に要する費用
その他前各項に類する費用	別に町長が定める

様式第６(第８条関係)
様式第8(第8条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

下記住宅の使用を許可するに当たり、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。
下記住宅の使用期間は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

記

１　住宅の名称
２　使用期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

様式第７(第９条関係)
様式第7(第8条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する証明書

年　月　日

設楽町長　　様

入居者氏名　　？

入居者は、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説明事項		１　農林業担い手支援住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。 ２　期間が満了するときまでに、農林業担い手支援住宅を明渡さなければならないこと。
住宅の名称		
使用期間		年　月　日から 年　月　日まで
入居者	住所	
	氏名	？

様式第６(第８条関係)
様式第8(第8条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　印

下記住宅の使用を許可するに当たり、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。
下記住宅の使用期間は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに当該住宅を退去しなければなりません。

記

１　住宅の名称
２　使用期間　入居可能日から２年を経過した月の末日まで
　　年　月　日から
　　年　月　日まで

様式第７(第９条関係)
様式第7(第8条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する証明書

年　月　日

設楽町長　　様

入居者氏名　　？

入居者は、設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第３項の規定により、農林業担い手支援住宅定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説明事項		１　農林業担い手支援住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。 ２　期間が満了するときまでに、農林業担い手支援住宅を明渡さなければならないこと。
住宅の名称		
使用期間		入居可能日から２年を経過した月の末日まで 年　月　日から 年　月　日まで
入居者	住所	
	氏名	？

様式第８(第10条関係)

様式第8(第10条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可期間満了通知書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　㊞

設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第５項の規定により、下記のとおり通知します。

年　月　日付け第　　号で許可した下記住宅については、期間の満了により　　年　月　日をもって許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け渡してください。

記

住宅の名称	
使用期間	年　月　日から 年　月　日まで

様式第16(第18条関係)

様式第16(第18条関係)

農林業担い手支援住宅退去届

年　月　日

設楽町長　　様

住宅の名称

氏　名　　㊞

電話(自宅、勤務先)

次のとおり、農林業担い手支援住宅を明け渡します。

なお、未納の家賃、損害賠償金その他農林業担い手支援住宅賃貸借契約から生ずる私の債務が有るときは、敷金をもって充当されても異議ありません。

明け渡す日		年　月　日				
連絡先	移転先	住所 （電話　　）				
	勤務先	名称 （電話　　）				
退去理由	1　農林業担い手支援住宅以外の住宅に移転 （自家、町営住宅、民間借家、公的借家、その他） 2　その他（　　）					
退去後権の状況	障子、襖の張替	破損ガラス替	畳の表替	入居者の責任		
	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話		
	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・		
＊検査　　適当　　不適当(理由　　)						
敷金還付先	敷金還付方法		払込金融機関			
	1．住宅家賃を引き落していた口座へ振り込む 2．1以外の口座に振り込む 注：口座名義が契約者と同じでなければ振込みできません。		振込金融機関名			
			店名	支店 出張所		
			店番・コード			
			種別	普通・当座		
			口座番号			

様式第８(第10条関係)

様式第8(第10条関係)

農林業担い手支援住宅定期使用許可期間満了通知書

第　　号
年　月　日

住所
氏名　　様

設楽町長　　㊞

設楽町農林業担い手支援住宅条例第６条第５項の規定により、下記のとおり通知します。

年　月　日付け第　　号で許可した下記住宅については、期間の満了により　　年　月　日をもって許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け渡してください。

記

住宅の名称	
使用期間	入居可能日から２年を経過した月の末日まで 年　月　日から 年　月　日まで

様式第16(第18条関係)

様式第16(第18条関係)

農林業担い手支援住宅退去届

年　月　日

設楽町長　　様

住宅の名称

氏　名　　㊞

電話(自宅、勤務先)

次のとおり、農林業担い手支援住宅を明け渡します。

なお、未納の家賃、損害賠償金その他農林業担い手支援住宅賃貸借契約から生ずる私の債務が有るときは、敷金をもって充当されても異議ありません。

明け渡す日		年　月　日				
連絡先	移転先	住所 荘、住宅　　棟　　号(電話　　)				
	勤務先	名称 （電話　　）				
退去理由	1　農林業担い手支援住宅以外の住宅に移転 （自家、町営住宅、民間借家、公的借家、その他） 2　その他（　　）					
退去後権の状況	障子、襖の張替	破損ガラス替	畳の表替	入居者の責任		
	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話	名称　（　）枚 電話		
	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・	完了日　・　・		
＊検査　　適当　　不適当(理由　　)						
敷金還付先	敷金還付方法		払込金融機関			
	1．住宅家賃を引き落していた口座へ振り込む 2．1以外の口座に振り込む 注：口座名義が契約者と同じでなければ振込みできません。		振込金融機関名			
			店名	支店 出張所		
			店番・コード			
			種別	普通・当座		
			口座番号			